

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「総婦長、婦長及びこれに相当する職」を「婦長及びこれに相当する職以上の職」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三号

目 次

◇人委規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「競技スポーツ係長及び指導主事」を「競技スポーツ係長、指導主事及び体育主事」に改め、同項に次の一号を加える。

六 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

第二条第二項第二号中「健康教育係長」を削り、「指導主事及び社会教育主事」を「指導主事、社会教育主事及び体育主事」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 図書館の郷土資料係長及び資料相談員

第四条第一項第一号中「医長、科長」を「部長、医長」に改め、同条第二項第一号中「薬剤長」を「薬剤部長」に改め、「室長(技術吏員に限る。)」の下に「、技師長、理学療法士長」を加え、同条第三項第一号中「総婦長」を「看護部長」に、「婦長」を「副看護部長、婦長」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の6の項中「医大卒」を「新大六卒」に改め、同項の四中「(一)から(三)まで」を「(一)から(四)まで」に改め、同項中(四)とし、同項の(三)の次に次のように加える。

四 学校教育法による大学の獣医学科(修業年限六年のものに限る。)の卒業

別表第一の一の7の項中「新大卒」を「新大四卒」に改める。

別表第三の大学卒の項中「医大卒」を「新大六卒」に、「新大卒」を「新大四卒」に改める。

別表第三の四の表二級の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「又は管理主事」を「、管理主事又は体育主事」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 図書館の係長又は資料相談員の職務

別表第三の四の表三級の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「若しくは管理主事」を「、管理主事若しくは体育主事」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務

別表第三の五の表二級の項中第七号を第八号とし、同項第六号中「又は文化財主事」を「文化財主事又は体育主事」に改め、同項中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 図書館の係長又は資料相談員の職務

別表第三の五の表三級の項中第七号を第八号とし、同項第六号中「若しくは文化財主事」を「文化財主事若しくは体育主事」に改め、同項中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

料相談員の職務

別表第三の七の表二級の項第一号中「科長」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表三級の項第一号中「副院長」の下に「若しくは部長」を加え、「科長」を削り、同項第三号中「困難な業務を所掌する課の長」を「課長」に改め、同表四級の項第三号中「又は特に困難な業務を所掌する課の長」を削る。

別表第三の八の表三級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 病院の技師長又は理学療法士長の職務

別表第三の八の表四級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 病院の相当困難な業務を処理する技師長又は理学療法士長の職務

別表第三の八の表五級の項第一号中「室長」の下に「又は困難な業務を処理する技師長若しくは理学療法士長」を加える。

別表第三の八の表六級の項第一号及び七級の項第一号中「薬剤長」を「部長」に改める。

別表第三の九の表三級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 病院の副看護部長の職務

別表第三の九の表四級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 病院の相当困難な業務を処理する副看護部長の職務

別表第三の九の表五級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 病院の困難な業務を処理する副看護部長の職務

別表第三の九の表六級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 病院の部長の職務

別表第三の十五中「医大卒」を「新大六卒」に改める。

別表第四中

大学卒	上級	一二六、三〇〇円
-----	----	----------

を

新大	大
----	---

六卒		一四六、五〇〇円
学卒	上級	一二六、三〇〇円

に改める。

別表第八及び別表第九中「医大卒」を「新大六卒」に改める。

別表第十のその他の項中

大学卒 上級 一三〇、六〇〇円

を

新大六卒		一五〇、一〇〇円
大学卒	上級	一三〇、六〇〇円

に改める。

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の病院の項中

事務次長	事務長	事務長
------	-----	-----

を 部に 部長 部長 部長 に改め、同表知事の事務部局の地方機関の工業

次長	部長	部長
----	----	----

試験場の項中

次場長	場長
-----	----

を

次場長	場長	場長
-----	----	----

に改め、

同表知事の事務部局の地方機関の項中

鳥取空港管理事務所	鳥取空港建設事務所
-----------	-----------

次長	次長	次長	次長
課長	課長	所長	所長
次長	次長	次長	次長

を

鳥取空港管理事務所

次長 次長 所長

に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の図書館の項中

を

次長	次長	次長	鳥取図書館の次長	館長	館長
----	----	----	----------	----	----

同表教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中

館	習セン	係 長	係 長
		研修主事	研修主事
資料相談員	資料相談員	係 長	係 長
		研修主事	研修主事

係 長	係 長
研修主事	研修主事

別表第三教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

る。

課 長	課 長	次 長	館 長	館 長
-----	-----	-----	-----	-----

係 指導主 社会教育 管理主

に改め、

生涯学 習 ター 図 書

生涯学 習 ター

に改め

同表教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の項中

館	習セン	係 長	係 長
		社会教育主事	社会教育主事
資料相談員	資料相談員	係 長	係 長
		研修主事	研修主事

係 長	係 長
社会教育主事	社会教育主事

別表第三教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

主 事	主 事	主 事	主 事
管理主事	指導主事	社会教育主事	指 導 主 査

を

係 長	指 導 主 査	指 導 主 査	指 導 主 査
社会教育主事	社会教育主事	社会教育主事	社会教育主事
管理主事	管理主事	管理主事	管理主事
体育主事	体育主事	体育主事	体育主事

に改める。

係 指導主 社会教育 文化財 管理主

に改め、

生涯学 習 ター 図 書

生涯学 習 ター

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

職員 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一病院の項中「衛生技師」を「技師長、衛生技師」に、「総婦長」を「看護部長、副看護部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の保健所の項中

所長(人事委員会が承認したものに
限る。)

一種
又は
二種

を

所長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	一種
所長(鳥取保健所、 倉吉保健所及び米 子保健所の所長に 限る。)	二種

に、

所

長

を

所長(郡家保健所
及び根雨保健所の
所長に限る。)

に、

保健予防課長(人
事委員会が承認し
たものに限る。)

を

保健予防課

長
に改め、同表知事の事務部局の地方機関の病院の項中

次 長	長	長	長	事 委 員 長 の た も の
四種	三種	二種	二種	

を

次 長	部 長	副 院 長	院 長	副 院 長 (人事委員会 が承認したものに 限る。)	二種
三種	長	長	長		

に改め、同表知事の

副 院 長 (人 事 委 員 会 が 承 認 し に 限 る。)	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	副 院 長
総 婦	劑	劑	劑	劑	劑

事務部局の地方機関の工業試験場の項中

場長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	二種
次長	三種

に改め、同表知事の事務部局の地方機

場長	三種
次長	三種

関の項中

鳥取空港管理事務所	長	三種
鳥取空港建設事務所	長	三種

鳥取空港
務所

管理事

所長	三種
----	----

に改め、同表教育委員会事務局及

び教育機関の教育機関の図書館の項中

館長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	二種
館次長（鳥取図書館 の次長に限る。）	三種

を

に改める。

館長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	一種
館長	二種
次長	三種

附則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表三級の項中「医長、科長」を「部長、医長」に改め、同表四級の項中「科長」を削る。

附則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中

行、取得、補、用自	行、地上、償、運転
管轄区域	鳥取市の区域

を

土木事務所	土木事務所
鳥取空港建設 事務所	
調査、設計、工事の施 監督、用地等の取得、 物件の移転、賠償、補 登記又は公用自動車の	調査、設計、工事の施 指導、監督、用地等の 地上物件の移転、賠償 償、登記、巡察又は公 動車の運転

土木事務所
調査、設計、工事の施行、 指導、監督、用地等の取得、 地上物件の移転、賠償、補 償、登記、巡察又は公用自 動車の運転

管轄区域

に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」を「管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表知事の事務部局の項中

病 院	院長 副院長 医長
	事務長 事務次長

科長 薬剤長
総婦長

を
病 院
院長 副院長 部長 次長

医長

に、

鳥取空港管理事務所	鳥取空港管理事務所
鳥取空港建設事務所	鳥取空港管理事務所
所長 次長	所長

を
鳥取空港管理事務所 所長
に改める。

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の
範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員
等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の
範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）
の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」を「管理職員等若しくはこれに相当すると認められる
職員」に改める。

別表の2の項中

病 院	保 育 所
事務長 看護婦長	所長 病院長 副病院長 医長 薬剤長

を
保 育 所 所長
に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。